平成３０年１２月５日提出

今治市議会定例会（第５回）議案

今治市議会定例会（第５回）議案目次

番　号	件　　名	ページ
議案102	平成30年度　今治市一般会計補正予算（第４号）	別　冊
議案103	平成30年度　今治市船舶交通特別会計補正予算（第１号）	〃
議案104	平成30年度　今治市鉱泉供給事業特別会計補正予算（第１号）	〃
議案105	平成30年度　今治市小規模下水道特別会計補正予算（第１号）	〃
議案106	平成30年度　今治市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）	〃
議案107	平成30年度　今治市介護保険特別会計補正予算（第１号）	〃
議案108	平成30年度　今治市水道事業会計補正予算（第２号）	〃
議案109	平成30年度　今治市公共下水道事業会計補正予算（第１号）	〃
議案110	今治市議会議員及び今治市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について	1
議案111	今治市執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について	5
議案112	今治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	9
議案113	今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例制定について	37
議案114	今治市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	43
議案115	今治市がけ崩れ防災対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について	49

議案116	今治駅東駐車場条例の一部を改正する条例制定について	53
議案117	今治市給水条例の一部を改正する条例制定について	61
議案118	今治市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について	69
議案119	四村団地２号棟建設工事の内建家その他工事請負契約の締結について	77
議案120	四村団地３号棟建設工事の内建家その他工事請負契約の締結について	79
議案121	今治市障害者福祉センターのぞみ苑の指定管理者の指定について	81
議案122	今治市さざなみ園の指定管理者の指定について	85
議案123	燧風苑の指定管理者の指定について	89
議案124	ふじさき苑の指定管理者の指定について	93
議案125	伯方斎場の指定管理者の指定について	97
議案126	大翔苑の指定管理者の指定について	101
議案127	今治市駐車場施設の指定管理者の指定の変更について	105
議案128	船舶交通特別会計への繰入額の変更について	107
報告 10	専決処分について	109
	・今治市建築基準法施行条例の一部を改正する条例制定について	111
	・損害賠償額の決定及び和解について	115
	・損害賠償額の決定及び和解について	117

議会第５回議案第110号

今治市議会議員及び今治市長の選挙における選挙運動の公費負担に
関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成30年12月５日提出

今治市長　　菅　　良　二

「理　由」

公職選挙法（昭和25年法律第100号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市議会議員及び今治市長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例の一部を改正する条例

今治市議会議員及び今治市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成17年今治市条例第８号）の一部を次のように改正する。

第１条中「及び法第143条第１項第５号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成並びに今治市長の選挙における」を「、法第143条第１項第５号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成及び」に改める。

第９条中「(今治市長の選挙におけるものに限る。第11条において同じ。)」を削る。

附　則

この条例は、平成31年３月１日から施行する。

「参　考」

今治市議会議員及び今治市長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
（趣旨） 第１条　この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第８項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、今治市議会議員及び今治市長の選挙における法第141条第１項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第143条第１項第５号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成及び法第142条第１項第６号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。 （選挙運動用ビラの作成の公費負担） 第９条　候補者は、同条に定めるところにより算定した選挙運動用ビラの作成単価に、選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第１項第６号の規定により頒布することができるビラの枚数を超える場合には、当該頒布することができるビラの枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合において、第２条ただし書の規定を準用する。	（趣旨） 第１条　この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第８項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、今治市議会議員及び今治市長の選挙における法第141条第１項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用及び法第143条第１項第５号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成並びに今治市長の選挙における法第142条第１項第６号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。 （選挙運動用ビラの作成の公費負担） 第９条　候補者（今治市長の選挙におけるものに限る。第11条において同じ。）は、同条に定めるところにより算定した選挙運動用ビラの作成単価に、選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第１項第６号の規定により頒布することができるビラの枚数を超える場合には、当該頒布することができるビラの枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合において、第２条ただし書の規定を準用する。

議会第５回議案第111号

今治市執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成30年12月５日提出

今治市長　　菅　　良　二

「理　由」

今治市小中学校空調設備整備検討審議会を設置しようとするもの。

今治市執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例

今治市執行機関の附属機関設置条例（平成17年今治市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部に次のように加える。

今治市小中学校空調設備整備検討審議会	市立小学校及び中学校の空調設備の整備についての審査、審議及び意見の答申に関する事項	５人	

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

「参　考」

今治市執行機関の附属機関設置条例改正条項新旧対照表

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
別表（第２条、第３条、第５条関係）
<table>
<tr><th>附属機関の属する執行機関</th><th>附属機関</th><th>担任する事項</th><th>構成の数の定限</th><th>任期</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>教育委員会</td><td>今治市学校給食運営審議会</td><td>学校給食に関する事項についての調査、審議及び意見の答申に関する事項</td><td>20人</td><td>２年</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>今治市小中学校空調設備整備検討審議会</td><td>市立小学校及び中学校の空調設備の整備についての審査、審議及び意見の答申に関する事項</td><td>５人</td><td></td></tr>
</table>
</td><td>
別表（第２条、第３条、第５条関係）
<table>
<tr><th>附属機関の属する執行機関</th><th>附属機関</th><th>担任する事項</th><th>構成の数の定限</th><th>任期</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>教育委員会</td><td>今治市学校給食運営審議会</td><td>学校給食に関する事項についての調査、審議及び意見の答申に関する事項</td><td>20人</td><td>２年</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

議会第５回議案第112号

今治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成30年12月５日提出

今治市長　　菅　　良　二

「理　由」

人事院の給与勧告にかんがみ、本市職員の給与もこれに準じて改定しようとするもの。

今治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第１条　今治市職員の給与に関する条例（平成17年今治市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第31条第２項第１号中「100分の90」を「100分の95」に改め、同項第２号中「100分の42.5」を「100分の47.5」に改める。

別表第１、別表第２イ及びウの表並びに別表第３を次のように改める。

別表第１（第３条関係）

行政職給料表（一）

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800

	27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
	35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
	36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
	37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
	38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
	39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
	40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
	41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
	42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
	43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
	44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
	45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
	46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
	47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
	48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
	49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
	50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
	51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
	52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
	53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
	54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
	55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
	56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
	57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
	58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	

	59	224, 100	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300	
	60	224, 900	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600	
	61	225, 600	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900	
	62	226, 600	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100		
	63	227, 400	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400		
	64	228, 300	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700		
	65	229, 000	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000		
	66	229, 800	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300		
	67	230, 700	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600		
	68	231, 700	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900		
	69	232, 400	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100		
	70	233, 100	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400		
	71	233, 700	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700		
	72	234, 500	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000		
	73	235, 300	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200		
	74	236, 000	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500		
	75	236, 700	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800		
	76	237, 300	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000		
	77	238, 000	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200		
	78	238, 800	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500		
	79	239, 600	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800		
	80	240, 300	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000		
	81	240, 800	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200		
	82	241, 500	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500		
	83	242, 200	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800		
	84	242, 900	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000		
	85	243, 500	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200		
	86	244, 200	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300			
	87	244, 900	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600			
	88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800			
	89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000			
	90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300			

	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
	94		294,900	342,600					
	95		295,200	343,100					
	96		295,600	343,500					
	97		295,800	343,700					
	98		296,100	344,100					
	99		296,500	344,500					
	100		296,900	344,800					
	101		297,100	345,100					
	102		297,400	345,500					
	103		297,800	345,900					
	104		298,100	346,300					
	105		298,300	346,800					
	106		298,600	347,200					
	107		299,000	347,600					
	108		299,300	348,000					
	109		299,500	348,500					
	110		299,900	348,900					
	111		300,300	349,200					
	112		300,600	349,500					
	113		300,800	350,000					
	114		301,000						
	115		301,300						
	116		301,700						
	117		301,900						
	118		302,100						
	119		302,400						
	120		302,700						
	121		303,100						
	122		303,300						

	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考　この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

イ　医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	149,000	186,900	222,100	248,100	279,900
	2	150,400	188,500	223,700	249,300	281,900
	3	151,800	190,100	225,300	250,500	284,100
	4	153,200	191,700	226,900	251,900	286,200
	5	154,400	193,200	228,300	253,100	288,300
	6	156,200	194,700	229,900	254,300	290,400
	7	157,900	196,300	231,400	255,500	292,500
	8	159,600	197,800	233,000	256,600	294,600
	9	161,300	199,400	234,100	257,900	296,600
	10	163,000	201,100	235,600	258,900	298,800
	11	164,700	202,700	237,000	259,900	300,900
	12	166,500	204,400	238,200	260,900	303,100
	13	168,000	205,800	239,800	262,200	305,100
	14	169,900	207,400	241,200	263,500	307,000
	15	171,900	209,000	242,400	265,100	309,100
	16	173,800	210,600	243,800	266,500	311,100
	17	175,700	212,000	244,700	268,000	313,100
	18	177,600	213,600	245,900	269,800	315,100
	19	179,400	215,300	247,100	271,600	317,200
	20	181,300	217,000	248,300	273,400	319,300
	21	183,200	218,300	249,700	275,200	321,100
	22	184,700	219,800	250,700	277,000	323,100
	23	186,200	221,200	251,700	278,800	324,900
	24	187,700	222,700	252,800	280,500	326,900
	25	189,300	224,100	254,000	282,300	328,600
	26	190,600	225,500	255,300	284,200	330,500
	27	192,100	226,800	256,700	286,100	332,500

	28	193,500	228,100	258,200	287,900	334,500
	29	195,000	229,400	259,600	289,600	335,800
	30	196,200	230,800	261,300	291,400	337,600
	31	197,500	232,300	263,000	293,200	339,300
	32	198,800	233,700	264,600	295,100	341,100
	33	200,200	234,800	266,000	296,800	342,800
	34	201,600	236,100	267,800	298,500	344,600
	35	202,900	237,100	269,500	300,300	346,500
	36	204,300	238,400	271,200	302,100	348,300
	37	205,400	239,800	272,700	303,400	350,100
	38	206,700	241,100	274,400	305,100	351,800
	39	208,000	242,200	276,100	306,600	353,400
	40	209,300	243,500	277,700	308,200	355,100
	41	210,400	244,800	279,200	309,900	356,300
	42	211,600	245,900	280,800	311,600	357,400
	43	212,800	247,100	282,500	313,200	358,600
	44	214,000	248,200	284,200	314,900	359,800
	45	215,200	249,300	285,700	315,800	361,000
	46	216,300	250,700	287,400	317,200	361,800
	47	217,300	252,200	289,100	318,700	363,000
	48	218,400	253,500	290,700	320,300	364,100
	49	219,400	255,100	291,900	321,700	365,100
	50	220,400	256,500	293,500	323,000	366,100
	51	221,300	257,900	294,800	324,200	367,100
	52	222,300	259,200	296,400	325,500	368,100
	53	222,700	260,300	297,700	326,600	368,900
	54	223,600	261,700	299,200	327,600	369,700
	55	224,300	263,100	300,600	328,700	370,600
	56	225,200	264,400	302,100	329,700	371,500
	57	225,900	265,200	303,100	330,200	372,000
	58	226,800	266,500	304,300	331,100	372,800

	59	227,500	267,800	305,500	331,900	373,600
	60	228,300	269,100	306,900	332,800	374,400
	61	229,200	270,000	308,200	333,600	374,800
	62	230,000	271,200	309,400	333,900	375,500
	63	230,900	272,500	310,700	334,500	376,200
	64	231,900	273,800	311,900	335,200	376,900
	65	232,500	274,600	313,300	335,800	377,300
	66	233,300	275,700	314,100	336,500	377,900
	67	234,100	276,600	314,900	337,200	378,600
	68	234,900	277,700	315,700	337,900	379,200
	69	235,600	278,700	316,300	338,600	379,600
	70	236,300	279,700	317,000	339,100	380,100
	71	237,000	280,800	317,700	339,700	380,600
	72	237,600	281,900	318,300	340,300	381,100
	73	238,300	282,500	319,000	340,600	381,700
	74	239,100	283,200	319,200	341,200	382,200
	75	239,900	283,700	319,800	341,700	382,800
	76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400
	77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900
	78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400
	79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900
	80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400
	81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700
	82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200
	83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600
	84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000
	85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400
	86		289,500	325,400	346,300	
	87		289,700	325,600	346,600	
	88		289,900	326,000	346,900	
	89		290,300	326,400	347,300	

	90		290,500	326,800	347,600	
	91		290,700	327,200	348,000	
	92		290,900	327,600	348,300	
	93		291,300	327,900	348,700	
	94		291,500	328,100	349,000	
	95		291,700	328,500	349,300	
	96		292,000	328,800	349,600	
	97		292,400	329,000	349,900	
	98		292,700	329,300	350,300	
	99		292,900	329,600	350,700	
	100		293,200	329,900	351,100	
	101		293,500	330,100	351,600	
	102		293,700	330,400	352,000	
	103		293,900	330,800	352,400	
	104		294,200	331,000	352,800	
	105		294,500	331,200	353,300	
	106			331,400		
	107			331,800		
	108			332,000		
	109			332,200		
	110			332,600		
	111			333,000		
	112			333,400		
	113			333,600		
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100

備考　この表は、栄養士等で規則で定めるものに適用する。

ウ　医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	163,000	190,500	238,500	261,100	285,900
	2	164,400	192,600	240,300	262,100	287,700
	3	165,900	194,700	242,100	263,000	289,500
	4	167,300	196,700	243,900	264,100	291,400
	5	168,800	198,800	245,300	264,700	293,100
	6	170,300	201,100	246,600	265,700	294,900
	7	171,800	203,400	247,700	266,500	296,800
	8	173,300	205,700	249,000	267,500	298,600
	9	174,600	208,100	250,000	268,600	300,500
	10	176,300	209,500	251,100	269,400	302,400
	11	177,900	210,900	252,000	270,500	304,200
	12	179,400	212,100	252,900	271,700	306,100
	13	180,900	213,500	254,100	273,000	307,600
	14	182,900	214,900	255,200	274,200	309,200
	15	184,900	216,400	256,000	275,400	311,000
	16	186,900	217,600	257,000	276,800	312,800
	17	189,100	219,000	257,600	278,100	314,500
	18	191,200	220,500	258,500	279,500	316,100
	19	193,300	222,000	259,500	280,700	317,800
	20	195,400	223,500	260,400	282,000	319,500
	21	197,500	224,700	261,300	283,600	320,900
	22	199,700	226,400	262,300	285,200	322,400
	23	201,900	228,100	263,200	286,700	323,900
	24	204,100	229,800	264,200	288,100	325,400
	25	206,100	231,100	265,400	289,400	326,800
	26	207,400	232,800	266,500	291,200	328,200
	27	208,600	234,500	267,700	293,000	329,700

	28	209,900	236,200	268,900	294,700	331,300
	29	211,100	237,800	270,100	296,000	332,400
	30	212,200	239,200	271,600	297,600	333,900
	31	213,500	240,500	273,200	299,200	335,300
	32	214,700	241,600	274,600	300,900	336,800
	33	216,000	242,800	276,200	302,300	338,400
	34	217,300	243,900	277,700	303,800	339,900
	35	218,600	244,800	279,000	305,400	341,500
	36	219,900	245,900	280,300	307,000	343,000
	37	221,100	246,800	281,900	308,300	344,700
	38	222,500	247,900	283,300	309,700	346,300
	39	223,800	248,800	284,800	311,100	347,800
	40	225,200	249,900	286,200	312,700	349,400
	41	226,100	250,400	287,500	314,200	350,600
	42	227,500	251,300	289,000	315,600	352,100
	43	228,900	252,200	290,500	317,000	353,600
	44	230,300	253,100	292,100	318,500	355,000
	45	231,500	253,900	293,400	319,300	356,600
	46	232,900	254,900	294,800	320,700	357,600
	47	234,200	255,800	296,300	322,100	359,100
	48	235,500	256,800	297,800	323,600	360,400
	49	236,500	257,800	298,900	324,700	361,800
	50	237,600	258,900	300,200	326,100	363,200
	51	238,600	260,100	301,400	327,400	364,500
	52	239,700	261,300	302,800	328,700	365,900
	53	240,600	262,400	304,200	330,100	367,400
	54	241,700	263,900	305,500	331,500	368,600
	55	242,700	265,300	306,900	332,900	369,700
	56	243,700	266,700	308,300	334,200	370,900
	57	244,400	268,200	309,100	335,100	372,000
	58	245,400	269,800	310,300	336,400	372,900

	59	246,100	271,300	311,500	337,600	373,900
	60	247,100	272,800	312,900	338,900	374,900
	61	248,000	274,200	314,000	340,000	375,500
	62	249,000	275,700	315,300	340,900	376,300
	63	249,800	277,200	316,600	342,100	377,100
	64	250,800	278,500	317,800	343,400	377,900
	65	251,700	279,900	319,100	344,500	378,600
	66	252,600	281,400	320,400	345,700	379,300
	67	253,700	282,900	321,700	346,900	380,100
	68	254,600	284,400	323,000	348,000	380,800
	69	255,400	285,500	323,700	349,000	381,400
	70	256,500	287,000	324,800	350,000	382,000
	71	257,600	288,500	325,900	351,100	382,700
	72	258,700	289,900	326,800	352,200	383,300
	73	260,100	290,900	328,100	353,000	384,000
	74	261,400	292,300	328,800	354,100	384,500
	75	262,700	293,500	329,900	355,200	385,100
	76	263,900	294,800	331,100	356,300	385,600
	77	264,900	296,200	332,200	357,000	386,000
	78	266,000	297,500	333,400	357,800	386,600
	79	267,300	298,700	334,500	358,600	387,100
	80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400
	81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700
	82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200
	83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600
	84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900
	85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200
	86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700
	87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200
	88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600
	89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900

	90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300
	91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
	92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
	93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
	94	281,900	315,000	348,400	366,400	
	95	282,800	315,700	349,100	366,800	
	96	283,800	316,300	349,700	367,100	
	97	284,400	317,000	350,100	367,700	
	98	285,200	317,300	350,500	368,200	
	99	285,800	317,900	351,000	368,700	
	100	286,700	318,600	351,400	369,200	
	101	287,500	319,000	351,900	369,800	
	102	288,300	319,600	352,300	370,300	
	103	289,100	320,200	352,800	370,800	
	104	289,900	320,800	353,200	371,200	
	105	290,600	321,200	353,500	371,800	
	106	291,100	321,700	354,000	372,300	
	107	291,600	322,200	354,400	372,800	
	108	292,100	322,700	354,700	373,300	
	109	292,300	323,100	355,200	373,900	
	110	292,600	323,500	355,700	374,300	
	111	292,800	323,800	356,200	374,800	
	112	293,200	324,100	356,700	375,300	
	113	293,500	324,500	357,200	375,900	
	114	293,700	324,900	357,700		
	115	294,100	325,300	358,200		
	116	294,400	325,600	358,600		
	117	294,700	325,800	359,000		
	118	295,000	326,100	359,400		
	119	295,300	326,500	359,900		
	120	295,700	326,700	360,400		

	121	296,000	326,900	360,800		
	122	296,400	327,200	361,300		
	123	296,700	327,500	361,800		
	124	297,100	327,800	362,300		
	125	297,300	328,000	362,600		
	126	297,500	328,300			
	127	297,800	328,700			
	128	298,200	328,900			
	129	298,400	329,100			
	130	298,700	329,300			
	131	299,100	329,700			
	132	299,500	329,900			
	133	299,700	330,200			
	134	300,000	330,600			
	135	300,400	331,000			
	136	300,700	331,400			
	137	300,900	331,700			
	138	301,200	332,100			
	139	301,600	332,500			
	140	301,900	332,900			
	141	302,100	333,200			
	142	302,500	333,600			
	143	302,900	333,900			
	144	303,200	334,300			
	145	303,400	334,600			
	146	303,600	335,000			
	147	303,900	335,400			
	148	304,300	335,800			
	149	304,500	336,100			
	150	304,700	336,500			
	151	305,000	336,900			

	152	305,300	337,300			
	153	305,700	337,600			
	154	305,900				
	155	306,100				
	156	306,400				
	157	306,700				
	158	307,000				
	159	307,300				
	160	307,600				
	161	308,000				
	162	308,300				
	163	308,600				
	164	308,900				
	165	309,300				
	166	309,600				
	167	309,900				
	168	310,200				
	169	310,600				
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100

備考　この表は、診療所等に勤務する看護師、准看護師及び保健センター等に勤務する保健師等で規則で定めるものに適用する。

別表第３（第３条関係）

福祉職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	157,700	208,000	253,400	274,500
	2	158,900	209,700	255,000	276,300
	3	160,100	211,500	256,400	277,900
	4	161,300	213,200	258,000	279,400
	5	162,300	214,900	259,000	281,200
	6	163,800	216,700	260,300	283,300
	7	165,200	218,500	261,700	285,400
	8	166,600	220,200	263,100	287,700
	9	167,900	221,900	264,300	289,600
	10	169,300	223,400	265,800	291,700
	11	170,700	224,800	267,100	293,900
	12	172,200	226,200	268,200	296,000
	13	173,700	227,600	269,500	297,700
	14	175,200	229,200	271,000	300,000
	15	176,700	230,800	272,700	302,200
	16	178,100	232,400	274,400	304,400
	17	179,700	233,800	276,000	306,400
	18	181,500	235,400	277,900	308,700
	19	183,200	236,900	279,700	310,900
	20	184,900	238,400	281,300	313,200
	21	186,400	239,400	282,900	315,100
	22	188,000	240,900	284,700	317,200
	23	189,700	242,200	286,300	319,400
	24	191,300	243,600	288,000	321,500
	25	192,900	245,000	289,900	323,500
	26	194,600	246,700	291,600	325,500

	27	196,400	248,200	293,400	327,600
	28	198,100	249,900	295,200	329,600
	29	199,900	251,300	296,400	331,400
	30	201,400	252,600	298,100	333,500
	31	202,900	253,900	299,800	335,400
	32	204,300	255,300	301,400	337,500
	33	205,600	256,600	302,900	339,100
	34	206,900	257,900	304,500	341,000
	35	208,200	259,200	306,000	342,800
	36	209,400	260,400	307,600	344,700
	37	210,600	261,800	309,100	345,900
	38	212,000	263,200	310,600	347,800
	39	213,400	264,800	312,000	349,700
	40	214,800	266,300	313,600	351,500
	41	215,800	267,700	314,900	353,400
	42	217,000	269,300	316,500	355,200
	43	218,100	270,900	318,000	357,000
	44	219,300	272,400	319,500	358,700
	45	220,200	274,100	320,500	360,500
	46	221,300	275,700	321,700	361,900
	47	222,200	277,300	322,900	363,400
	48	223,200	278,900	324,100	364,800
	49	224,000	280,400	325,100	365,800
	50	225,100	282,000	326,100	366,900
	51	226,200	283,600	327,000	368,000
	52	227,000	285,100	328,000	369,100
	53	227,500	286,400	328,900	370,000
	54	228,600	287,900	329,600	370,600
	55	229,300	289,300	330,400	371,400
	56	230,200	290,800	331,200	372,200
	57	231,000	292,200	331,800	373,000

	58	231,900	293,600	332,300	373,800
	59	232,700	295,100	332,900	374,600
	60	233,600	296,600	333,400	375,400
	61	234,600	297,700	333,900	376,300
	62	235,400	299,200	334,100	377,000
	63	236,300	300,400	334,700	377,700
	64	237,100	301,900	335,300	378,400
	65	238,000	303,000	335,600	378,700
	66	239,000	304,300	336,100	379,300
	67	240,200	305,400	336,600	379,900
	68	241,200	306,700	337,100	380,600
	69	242,200	307,400	337,600	381,000
	70	243,300	308,500	338,100	381,700
	71	244,400	309,700	338,500	382,300
	72	245,300	310,900	339,000	382,900
	73	246,000	312,200	339,200	383,300
	74	247,100	312,900	339,700	383,900
	75	248,200	313,600	340,200	384,500
	76	249,200	314,200	340,700	385,100
	77	250,000	315,000	341,000	385,500
	78	251,000	315,700	341,400	386,000
	79	252,000	316,400	341,900	386,500
	80	253,000	317,100	342,300	387,100
	81	253,900	317,400	342,500	387,600
	82	254,600	317,700	342,800	388,000
	83	255,600	318,300	343,300	388,400
	84	256,600	318,600	343,700	388,800
	85	257,200	319,000	344,000	389,000
	86	258,000	319,300	344,300	389,200
	87	258,700	319,700	344,800	389,500
	88	259,600	320,000	345,200	389,800

	89	260,200	320,500	345,500	390,000
	90	261,000	320,900	345,900	390,300
	91	261,800	321,200	346,300	390,600
	92	262,600	321,500	346,500	390,800
	93	263,000	322,000	346,800	391,000
	94	263,700	322,400		
	95	264,200	322,600		
	96	264,900	323,000		
	97	265,600	323,400		
	98	266,300	323,800		
	99	267,000	324,200		
	100	267,700	324,600		
	101	268,200	324,800		
	102	268,700	325,100		
	103	269,100	325,400		
	104	269,600	325,700		
	105	269,800	326,100		
	106	270,000	326,300		
	107	270,300	326,600		
	108	270,600	327,000		
	109	271,000	327,400		
	110	271,300	327,700		
	111	271,700	328,100		
	112	272,000	328,400		
	113	272,300	328,700		
	114	272,600	329,100		
	115	272,900	329,400		
	116	273,300	329,600		
	117	273,600	329,800		
	118	273,900	330,100		
	119	274,300	330,500		

	120	274,700	330,900			
	121	274,900	331,100			
	122	275,100				
	123	275,500				
	124	275,800				
	125	276,000				
	126	276,300				
	127	276,700				
	128	277,100				
	129	277,300				
	130	277,700				
	131	278,100				
	132	278,400				
	133	278,600				
	134	278,900				
	135	279,300				
	136	279,600				
	137	279,800				
	138	280,100				
	139	280,400				
	140	280,700				
	141	280,900				
	142	281,100				
	143	281,300				
	144	281,600				
	145	282,000				
	146	282,200				
	147	282,500				
	148	282,800				
	149	283,100				
	150	283,300				

	151	283,600			
	152	283,800			
	153	284,100			
再任用職員		201,500	241,000	255,300	288,400

備考　この表は、養護老人ホーム、保育所等に勤務し、指導、介護、保育等の業務に従事する職員で規則で定めるものに適用する。

第２条　今治市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第28条第２項中「６月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」を「100分の130」に改め、同条第３項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」を「100分の130」とあるのは「100分の72.5」に改める。

第31条第２項第１号中「100分の95」を「100分の92.5」に改め、同項第２号中「100分の47.5」を「100分の45」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成31年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　第１条の規定（第31条第２項第１号及び第２号の改正規定を除く。）による改正後の今治市職員の給与に関する条例の規定は、平成30年４月１日から適用し、第１条の規定（第31条第２項第１号及び第２号の改正規定に限る。）による改正後の今治市職員の給与に関する条例の規定は、同年12月１日から適用する。

（給与の内払）

３　第１条の規定による改正後の今治市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の今治市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

４　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

「参　考」

第１条による今治市職員の給与に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
（勤勉手当） 第31条　略 ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （１）　前項の職員のうち再任用職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額 （２）　前項の職員のうち再任用職員　当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額 ３～５　略	（勤勉手当） 第31条　略 ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （１）　前項の職員のうち再任用職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の90を乗じて得た額の総額 （２）　前項の職員のうち再任用職員　当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5を乗じて得た額の総額 ３～５　略

「参　考」

第２条による今治市職員の給与に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
（期末手当） 第28条　略 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の130を乗じて得た額に、基準日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表　略 ３　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」とする。 ４～６　略 （勤勉手当） 第31条　略 ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （１）　前項の職員のうち再任用職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若	（期末手当） 第28条　略 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、６月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表　略 ３　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」とする。 ４～６　略 （勤勉手当） 第31条　略 ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （１）　前項の職員のうち再任用職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若

しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額 （２）　前項の職員のうち再任用職員　当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45　を乗じて得た額の総額 ３～５　略	しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95　を乗じて得た額の総額 （２）　前項の職員のうち再任用職員　当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額 ３～５　略

議会第５回議案第113号

今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末
手当支給条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成30年12月５日提出

今治市長　　菅　　良　二

「理　由」

人事院の給与勧告にかんがみ、議会議員の期末手当についても他との均衡を考慮して改定しようとするもの。

今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償
及び期末手当支給条例の一部を改正する条例

第１条　今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（平成20年今治市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第２条　今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「６月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては100分の177.5」を「100分の167.5」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成31年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　第１条の規定による改正後の今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年12月１日から適用する。

（期末手当の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

「参　考」

第１条による今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償
及び期末手当支給条例改正条項新旧対照表

新	旧
（期末手当） 第５条　略 ２　期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職した議員にあっては、退職した日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20の割合を乗じて得た額の合計額に、６月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては100分の177.5を乗じて得た額に、基準日以前６月以内の期間におけるその議員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表　略 ３　略	（期末手当） 第５条　略 ２　期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職した議員にあっては、退職した日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20の割合を乗じて得た額の合計額に、６月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前６月以内の期間におけるその議員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表　略 ３　略

「参　考」

第２条による今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償
及び期末手当支給条例改正条項新旧対照表

新	旧
（期末手当） 第５条　略 ２　期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職した議員にあっては、退職した日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20の割合を乗じて得た額の合計額に、100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前６月以内の期間におけるその議員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表　略 ３　略	（期末手当） 第５条　略 ２　期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職した議員にあっては、退職した日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20の割合を乗じて得た額の合計額に、６月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては100分の177.5を乗じて得た額に、基準日以前６月以内の期間におけるその議員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表　略 ３　略

議会第５回議案第114号

今治市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成30年12月５日提出

今治市長　　菅　　良　二

「理　由」

人事院の給与勧告にかんがみ、特別職の期末手当についても他との均衡を考慮して改定しようとするもの。

今治市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第１条　今治市特別職の職員の給与に関する条例（平成17年今治市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第１条第５項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第２条　今治市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第１条第５項中「６月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては100分の177.5」を「100分の167.5」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成31年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　第１条の規定による改正後の今治市特別職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年12月１日から適用する。

（期末手当の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の今治市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

「参　考」

第１条による今治市特別職の職員の給与に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
（給与） 第１条　略 ２～４　略 ５　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職した者にあっては、退職した日現在）において受けるべき別表に規定する給料月額及び給料月額に100分の20の割合を乗じて得た額の合計額に、６月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては100分の177.5を乗じて得た額に、基準日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表　略	（給与） 第１条　略 ２～４　略 ５　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職した者にあっては、退職した日現在）において受けるべき別表に規定する給料月額及び給料月額に100分の20の割合を乗じて得た額の合計額に、６月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表　略

「参　考」

第２条による今治市特別職の職員の給与に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
（給与） 第１条　略 ２～４　略 ５　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職した者にあっては、退職した日現在）において受けるべき別表に規定する給料月額及び給料月額に100分の20の割合を乗じて得た額の合計額に、100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表　略	（給与） 第１条　略 ２～４　略 ５　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職した者にあっては、退職した日現在）において受けるべき別表に規定する給料月額及び給料月額に100分の20の割合を乗じて得た額の合計額に、６月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては100分の177.5を乗じて得た額に、基準日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表　略

議会第５回議案第115号

今治市がけ崩れ防災対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成30年12月５日提出

今治市長　　菅　　良　二

「理　由」

分担金徴収の対象となる事業を拡大するため、所要の改正をしようとするもの。

今治市がけ崩れ防災対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

今治市がけ崩れ防災対策事業分担金徴収条例（平成17年今治市条例第234号）の一部を次のように改正する。

第２条中「愛媛県がけ崩れ防災対策事業補助金交付要綱及び愛媛県集落・避難路保全斜面地震対策事業補助金交付要綱に基づき」を「別に規則で定める愛媛県の補助事業を実施するに当たり」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

「参　考」

今治市がけ崩れ防災対策事業分担金徴収条例改正条項新旧対照表

新	旧
（分担金の徴収） 第２条　分担金は、別に規則で定める愛媛県の補助事業を実施するに当たり 、次の各号に掲げる者のいずれかに該当し、市長に申請をしたもの（以下「受益者」という。）から徴収する。 （１）～（２）　略	（分担金の徴収） 第２条　分担金は、愛媛県がけ崩れ防災対策事業補助金交付要綱及び愛媛県集落・避難路保全斜面地震対策事業補助金交付要綱に基づき、次の各号に掲げる者のいずれかに該当し、市長に申請をしたもの（以下「受益者」という。）から徴収する。 （１）～（２）　略

議会第５回議案第116号

今治駅東駐車場条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成30年12月５日提出

今治市長　　菅　　良　二

「理　由」

今治駅東第２駐車場を廃止しようとするもの。

今治駅東駐車場条例の一部を改正する条例

今治駅東駐車場条例（平成17年今治市条例第258号）の一部を次のように改正する。

第２条を次のように改める。

（設置）

第２条　駐車場を次のとおり設置する。

名称　今治駅東第１駐車場

位置　今治市北宝来町一丁目729番地18

第３条第１項中「前条の表に掲げる駐車場」を「今治駅東第１駐車場」に改め、「次のとおり」を「普通自動車、小型自動車及び軽自動車（積載物を含め長さ５メートル以下のものに限る。）」に改め、同項の表を削る。

第４条第１項後段、第２項及び第３項を削る。

第６条を次のように改める。

第６条　削除

第７条第１項中「使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは」を「駐車場の使用を停止し、又は」に改め、同項第１号中「若しくは使用許可の条件」を削り、同条第２項中「使用者」を「駐車場の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）」に改める。

第８条第１項の表を次のように改める。

区分		使用料
普通駐車	１回の出庫ごとに	１台につき　500円

第８条第２項中「前項の第１駐車場」を「前項の場合」に改める。

第９条中「普通駐車」を「駐車場」に改め、「、定期駐車については使用月の前月末日までに」を削る。

第11条中ただし書及び各号を削る。

第13条を次のように改める。

（過料）

第13条　市長は、第７条の規定により駐車場の使用を停止し、又は使用の許可を取り消したにもかかわらずこれに従わない者に対し、５万円以下の過料を科する。

附則第５項の表第13条第１号の項を削り、同表第13条第３号の項中「第13条第３号」を「第13条」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成31年４月１日から施行する。

（適用区分）

2　この条例による改正後の今治駅東駐車場条例の規定は、この条例の施行の日以後の駐車に係るものについて適用し、同日前の駐車に係るものについては、なお従前の例による。

（今治市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正）

3　今治市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成18年今治市条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表今治市駐車場指定管理者選定審議会の項中「、今治駅東第１駐車場及び今治駅東第２駐車場」を「及び今治駅東第１駐車場」に改める。

「参　考」

今治駅東駐車場条例改正条項新旧対照表

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>（設置）
第２条　駐車場を次のとおり設置する。
名称　今治駅東第１駐車場
位置　今治市北宝来町一丁目729番地18

（使用できる車種）
第３条　今治駅東第１駐車場　（以下「駐車場」という。）を使用できる自動車の種類は、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（積載物を含め長さ５メートル以下のものに限る。）とする。
<table><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>２　略
（使用の許可）
第４条　駐車場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</td><td>（設置）
第２条　駐車場を次のとおり設置する。
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>今治駅東第１駐車場</td><td>今治市北宝来町一丁目729番地18</td></tr><tr><td>今治駅東第２駐車場</td><td>今治市北宝来町二丁目773番地８</td></tr></table>（使用できる車種）
第３条　前条の表に掲げる駐車場（以下「駐車場」という。）を使用できる自動車の種類は、次のとおり
とする。
<table><tr><th>名称</th><th>駐車できる自動車の種類</th></tr><tr><td>今治駅東第１駐車場</td><td>普通自動車、小型自動車及び軽自動車（積載物を含め長さ５メートル以下のものに限る。）とする。</td></tr><tr><td>今治駅東第２駐車場</td><td>普通自動車、小型自動車及び軽自動車で、かつ、自家用に使用する車（積載物を含め長さ５メートル以下のものに限る。）とする。</td></tr></table>２　略
（使用の許可）
第４条　駐車場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた内容を変更するときも、同様とす</td></tr>
</table>

――	る。
―― ―――――――

駐車場			
今治駅東第２駐車場	定期駐車	１月	１台につき7,200円

２　前項の場合　　において、駐車時間が24時間を超える場合は、24時間ごとに１回の出庫があったものとみなす。

（使用料の徴収方法）

第９条　駐車場　の使用料については使用者が自動車を出庫させるときに　　徴収する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（使用料の不還付）

第11条　既納の使用料は、還付しない。

（過料）

第13条　市長は、第７条の規定により駐車場の使用を停止し、又は使用の許可を取り消したにもかかわらずこれに従わない者に対し、５万円以下の過料を科する。

２　前項の第１駐車場において、駐車時間が24時間を超える場合は、24時間ごとに１回の出庫があったものとみなす。

（使用料の徴収方法）

第９条　普通駐車の使用料については使用者が自動車を出庫させるときに、定期駐車については使用月の前月末日までに徴収する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（使用料の不還付）

第11条　既納の使用料は、還付しない。ただし、定期駐車利用について、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

（１）　市の必要により許可を取り消したとき。

（２）　今治駅東第２駐車場（月極）使用中止届が、市長が定める日までに提出され、中止する月の初日から使用しないとき。

（３）　市長が特別の事由があると認めるとき。

（過料）

第13条　市長は、次の各号の一に該当する者に対し、５万円以下の過料を科する。

（１）　第４条第３項の許可の条件に違反した者

（２）　第６条の規定に違反した者

附　則

１～４　略

（読替規定）

５　第12条の２の規定により駐車場の管理を指定管理者に行わせた場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第３条、第４条、第５条及び第７条	市長	指定管理者
――	――	――
第13条	第７条	附則第５項の規定により読み替えて適用される第７条

（３）　第７条の規定により許可の条件を変更し、使用を停止し、又は許可を取り消したにもかかわらず、これに従わない者

附　則

１～４　略

（読替規定）

５　第12条の２の規定により駐車場の管理を指定管理者に行わせた場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第３条、第４条、第５条及び第７条	市長	指定管理者
第13条第１号	第４条第３項	附則第５項の規定により読み替えて適用される第４条第３項
第13条第３号	第７条	附則第５項の規定により読み替えて適用される第７条

議会第５回議案第117号

今治市給水条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成30年12月５日提出

今治市長　　菅　　良　二

「理　由」

水道料金を改定しようとするもの。

今治市給水条例の一部を改正する条例

今治市給水条例（平成17年今治市条例第263号）の一部を次のように改正する。

別表第１中

「

1,012円	５㎥を超え10㎥まで	34円
	10㎥を超え40㎥まで	168円
	40㎥を超えるもの	209円
1,583円	10㎥を超え40㎥まで	197円
	40㎥を超えるもの	219円

を

」

「

1,103円	５㎥を超え10㎥まで	37円
	10㎥を超え40㎥まで	183円
	40㎥を超えるもの	228円
1,694円	10㎥を超え40㎥まで	211円
	40㎥を超えるもの	234円

に、

」

「

21,600円	150㎥を超え200㎥まで	60円
	200㎥を超えるもの	174円

を

」

「

23,328円	150㎥を超え200㎥まで	65円
	200㎥を超えるもの	188円

」

に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成31年６月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の今治市給水条例別表第１の規定は、この条例の施行の日以後に確定する料金について適用し、同日前に確定した料金については、なお従前の例による。

「参　考」

今治市給水条例改正条項新旧対照表

新

別表第１（第23条関係）

用　途	料金（１月につき）			
	基本水量	基本料金	超過水量	超過料金（１㎥につき）
家庭用	５㎥	1,103円	５㎥を超え10㎥まで	37円
			10㎥を超え40㎥まで	183円
			40㎥を超えるもの	228円
業務用	10㎥	1,694円	10㎥を超え40㎥まで	211円
			40㎥を超えるもの	234円
湯屋用	200㎥	9,977円	200㎥を超え500㎥まで	64円
			500㎥を超えるもの	65円
工業用	150㎥	23,328円	150㎥を超え200㎥まで	65円
			200㎥を超えるもの	188円
船舶用				319円
臨時用		483円		329円

旧

別表第１（第23条関係）

用　途	料金（１月につき）			
	基本水量	基本料金	超過水量	超過料金（１㎥につき）
家庭用	５㎥	1,012円	５㎥を超え10㎥まで	34円
			10㎥を超え40㎥まで	168円
			40㎥を超えるもの	209円
業務用	10㎥	1,583円	10㎥を超え40㎥まで	197円
			40㎥を超えるもの	219円
湯屋用	200㎥	9,977円	200㎥を超え500㎥まで	64円
			500㎥を超えるもの	65円
工業用	150㎥	21,600円	150㎥を超え200㎥まで	60円
			200㎥を超えるもの	174円
船舶用				319円
臨時用		483円		329円

議会第５回議案第118号

今治市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

平成30年12月５日提出

今治市長　　菅　　良　二

「理　由」

水道料金を改定しようとするもの。

今治市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

今治市簡易水道事業給水条例（平成17年今治市条例第174号）の一部を次のように改正する。

別表第２中

「

1,012円	５㎥を超え10㎥まで	34円
	10㎥を超え40㎥まで	168円
	40㎥を超えるもの	209円
1,583円	10㎥を超え40㎥まで	197円
	40㎥を超えるもの	219円

を

」

「

1,103円	５㎥を超え10㎥まで	37円
	10㎥を超え40㎥まで	183円
	40㎥を超えるもの	228円
1,694円	10㎥を超え40㎥まで	211円
	40㎥を超えるもの	234円

に、

」

「

21,600円	150㎥を超え200㎥まで	60円
	200㎥を超えるもの	174円

を

」

「

23,328円	150㎥を超え200㎥まで	65円
	200㎥を超えるもの	188円

」

に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成31年６月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の今治市簡易水道事業給水条例別表第２の規定は、この条例の施行の日以後に確定する料金について適用し、同日前に確定した料金については、なお従前の例による。

「参　考」

今治市簡易水道事業給水条例改正条項新旧対照表

新

別表第２（第５条関係）

用　途	料金（１月につき）			
	基本水量	基本料金	超過水量	超過料金（１㎥につき）
家庭用	５㎥	1,103円	５㎥を超え10㎥まで	37円
			10㎥を超え40㎥まで	183円
			40㎥を超えるもの	228円
業務用	10㎥	1,694円	10㎥を超え40㎥まで	211円
			40㎥を超えるもの	234円
湯屋用	200㎥	9,977円	200㎥を超え500㎥まで	64円
			500㎥を超えるもの	65円
工業用	150㎥	23,328円	150㎥を超え200㎥まで	65円
			200㎥を超えるもの	188円
船舶用				319円
臨時用		483円		329円

旧

別表第２（第５条関係）

用　途	料金（１月につき）			
	基本水量	基本料金	超過水量	超過料金（１㎥につき）
家庭用	５㎥	1,012円	５㎥を超え10㎥まで	34円
			10㎥を超え40㎥まで	168円
			40㎥を超えるもの	209円
業務用	10㎥	1,583円	10㎥を超え40㎥まで	197円
			40㎥を超えるもの	219円
湯屋用	200㎥	9,977円	200㎥を超え500㎥まで	64円
			500㎥を超えるもの	65円
工業用	150㎥	21,600円	150㎥を超え200㎥まで	60円
			200㎥を超えるもの	174円
船舶用				319円
臨時用		483円		329円

議会第５回議案第119号

四村団地２号棟建設工事の内建家その他工事請負契約の締結について

四村団地２号棟建設工事の内建家その他工事施行のため、次の請負契約を締結する。

平成30年12月５日提出

今治市長　　菅　　良　二

記

１　契約の目的　　四村団地２号棟建設工事の内建家その他工事

２　契約の方法　　一般競争入札

３　契約金額、契約の相手方及び工期

区　　分	契約金額	契約の相手方	工　　期
四村団地２号棟建設工事の内建家その他工事	円 333,720,000	今治市東門町二丁目２番地の２ 株式会社野間工務店 代表取締役　　檜　垣　圭之介	契約発効の日から平成32年（2020年）１月17日まで

４　仮契約締結年月日　　平成30年９月28日

「参　考」

1　工事概要

市営住宅（21 戸）建設工事　鉄筋コンクリート造３階建て　延床面積　1,414.12 ㎡

外構工事　一式

2　入札結果

業　　者　　名	入　札　金　額
（株）野間工務店	円 333,720,000
吉 田 建 設（株）	334,260,000

区　　分	金　　額
予定価格	円 334,314,000
調査基準価格	308,137,213

※上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

議会第５回議案第120号

四村団地３号棟建設工事の内建家その他工事請負契約の締結について

四村団地３号棟建設工事の内建家その他工事施行のため、次の請負契約を締結する。

平成30年12月５日提出

今治市長　　菅　　良　二

記

１　契約の目的　　四村団地３号棟建設工事の内建家その他工事

２　契約の方法　　一般競争入札

３　契約金額、契約の相手方及び工期

区　　分	契約金額	契約の相手方	工　　期
四村団地３号棟建設工事の内建家その他工事	円 447,012,000	今治市南宝来町三丁目４番地の５ 株式会社河上工務店 代表取締役　　河　上　亮　一	契約発効の日から平成32年（2020年）１月17日まで

４　仮契約締結年月日　　平成30年９月28日

「参　考」

1　工事概要

市営住宅（30 戸）建設工事　鉄筋コンクリート造３階建て　延床面積　1,943.43 ㎡

外構工事　一式

2　入札結果

業　　者　　名	入　札　金　額
（株）河上工務店	円 447,012,000
四 国 通 建（株）	447,444,000

区　　分	金　　額
予定価格	円 447,530,400
調査基準価格	412,533,522

※　上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

議会第５回議案第121号

今治市障害者福祉センターのぞみ苑の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の２第６項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

平成30年12月５日提出

今治市長　　菅　　良　二

記

施設の名称	指定管理者	指定の期間
今治市障害者福祉センターのぞみ苑	今治市南宝来町一丁目９番地８ 社会福祉法人　今治福祉施設協会 理事長　　胡　井　裕　志	平成31年４月１日から平成36年（2024年）３月31日まで

「参　照」

地方自治法（抜すい）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の２　略

２～５　略

６　普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

７～11　略

「参　考」

1　選定方法

公募

2　利用料金制

使用料の設定なし

3　指定管理料基準額（５年間）

102,135,000円

4　応募団体名及び総合評価の点数

団体名	点数
社会福祉法人　今治福祉施設協会	111.8／143点

※点数は指定管理者選定審議会各委員の平均値

議会第５回議案第122号

今治市さざなみ園の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の２第６項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

平成30年12月５日提出

今治市長　　菅　　良　二

記

施設の名称	指定管理者	指定の期間
今治市さざなみ園	今治市常盤町五丁目２番39号 社会福祉法人　で・ふ・か 理事長　　真　鍋　誠　子	平成31年４月１日から 平成36年（2024年）３ 月31日まで

「参　照」

地方自治法（抜すい）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の２　略

２～５　略

６　普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

７～11　略

「参　考」

1　選定方法

公募

2　利用料金制

使用料の設定なし

3　指定管理料基準額（５年間）

62,390,000円

4　応募団体名及び総合評価の点数

団体名	点数
社会福祉法人　で・ふ・か	116.8／143点

※点数は指定管理者選定審議会各委員の平均値

議会第５回議案第123号

燧風苑の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の２第６項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

平成30年12月５日提出

今治市長　　菅　　良　二

記

施設の名称	指定管理者	指定の期間
燧風苑	新潟県新潟市北区島見町3307番地16 富士建設工業株式会社 代表取締役　　鳴　海　利　彦	平成31年４月１日から 平成36年（2024年）３月31日まで

「参　照」

地方自治法（抜すい）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の２　略

２～５　略

６　普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

７～11　略

「参　考」

1　選定方法

公募

2　利用料金制

不採用

3　指定管理料基準額（５年間）

433,624,000円

4　応募団体名及び総合評価の点数

団体名	点数
富士建設工業　株式会社	121.5／143 点
株式会社　日本斎苑	102.4／143 点

※点数は指定管理者選定審議会各委員の平均値

議会第５回議案第124号

ふじさき苑の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の２第６項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

平成30年12月５日提出

今治市長　　菅　　良　二

記

施設の名称	指定管理者	指定の期間
ふじさき苑	今治市宮窪町宮窪2783番地の２ 有限会社大島葬儀社 代表取締役　　馬　越　美　鈴	平成31年４月１日から 平成36年（2024年）３月31日まで

「参　照」

地方自治法（抜すい）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の２　略

２～５　略

６　普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

７～11　略

「参　考」

1　選定方法

公募

2　利用料金制

不採用

3　指定管理料基準額（５年間）

37,500,000円

4　応募請団体名及び総合評価の点数

団体名	点数
有限会社　大島葬儀社	112.9／143 点
株式会社　日本斎苑	104.4／143 点

※点数は指定管理者選定審議会各委員の平均値

議会第５回議案第125号

伯方斎場の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の２第６項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

平成30年12月５日提出

今治市長　　菅　　良　二

記

施設の名称	指定管理者	指定の期間
伯方斎場	新潟県新潟市北区島見町3307番地16 富士建設工業株式会社 代表取締役　　鳴　海　利　彦	平成31年４月１日から 平成36年（2024年）３ 月31日まで

「参　照」

地方自治法（抜すい）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の２　略

２～５　略

６　普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

７～11　略

「参　考」

1　選定方法

公募

2　利用料金制

不採用

3　指定管理料基準額（５年間）

38,463,000円

4　応募団体名及び総合評価の点数

団体名	点数
富士建設工業　株式会社	120.7／143 点
株式会社　日本斎苑	102.8／143 点

※点数は指定管理者選定審議会各委員の平均値

議会第５回議案第126号

大翔苑の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の２第６項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

平成30年12月５日提出

今治市長　　菅　　良　二

記

施設の名称	指定管理者	指定の期間
大翔苑	今治市大三島町宮浦153番地１ 有限会社伊豫燃料 代表取締役　　菅　　壽　志	平成31年４月１日から 平成36年（2024年）３ 月31日まで

「参　照」

地方自治法（抜すい）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の２　略

２～５　略

６　普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

７～11　略

「参　考」

1　選定方法

公募

2　利用料金制

不採用

3　指定管理料基準額（５年間）

64,000,000円

4　応募団体名及び総合評価の点数

団体名	点数
有限会社　伊豫燃料	114.3／143 点
株式会社　日本斎苑	104.0／143 点

※点数は指定管理者選定審議会各委員の平均値

議会第５回議案第127号

今治市駐車場施設の指定管理者の指定の変更について

地方自治法第244条の２第６項の規定により、指定管理者の指定について、次のとおり変更する。

平成30年12月５日提出

今治市長　　菅　　良　二

記

１　変更する指定管理者の指定　　今治市駐車場施設の指定管理者の指定
（平成28年12月27日議決　議案第137号）

２　施設の名称、指定管理者及び指定の期間

<table>
<tr><th colspan="2">施設の名称</th><th>指定管理者</th><th>指定の期間</th></tr>
<tr><td colspan="2">（変更前）</td><td rowspan="8">今治市旭町二丁目３番地20
今治商工会議所
会頭　　檜　垣　清　隆</td><td rowspan="8">平成29年４月１日から平成34年（2022年）３月31日まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">今治市駅前広場駐車場</td></tr>
<tr><td colspan="2">今治市風早駐車場</td></tr>
<tr><td rowspan="2">今治駅東駐車場</td><td>今治駅東第１駐車場</td></tr>
<tr><td>今治駅東第２駐車場</td></tr>
<tr><td colspan="2">（変更後）</td></tr>
<tr><td colspan="2">今治市駅前広場駐車場</td></tr>
<tr><td colspan="2">今治市風早駐車場</td></tr>
<tr><td colspan="2">今治駅東第１駐車場</td></tr>
</table>

３　変更の理由

今治駅東第２駐車場の廃止に伴い変更しようとするもの。

「参　照」

地方自治法（抜すい）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の２　略

２～５　略

６　普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

７～11　略

議会第５回議案第128号

船舶交通特別会計への繰入額の変更について

平成30年度今治市一般会計から船舶交通特別会計への繰入額を次のとおり変更する。

平成30年12月５日提出

今治市長　　菅　　良　二

記

変更前の繰入額　87,515千円以内
（平成30年３月26日議決　議会第２回議案第56号）

変更後の繰入額　89,374千円以内
（追加額　1,859千円）

「参　照」

地方財政法（抜すい）

（公営企業の経営）

第６条　公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第５条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

議会第５回報告第10号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第２項の規定により報告する。

平成30年12月５日提出

今治市長　　菅　　良　二

記

・今治市建築基準法施行条例の一部を改正する条例制定について
・損害賠償額の決定及び和解について
・損害賠償額の決定及び和解について

「参　照」

地方自治法（抜すい）

（議会の委任による専決処分）

第180条　普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

２　前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決第25号

今治市建築基準法施行条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年９月14日

今治市長　　菅　　良　二

「理　由」

建築基準法（昭和25年法律第201号）の改正に伴い、字句の整理をしようとするもの。

今治市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

今治市建築基準法施行条例（平成17年今治市条例第241号）の一部を次のように改正する。

第１条中「法第43条第２項」を「法第43条第３項」に改める。

附　則

この条例は、平成30年９月25日から施行する。

「参　考」

今治市建築基準法施行条例改正条項新旧対照表

新	旧
（目的） 第１条　この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条の規定による災害危険区域の指定及びその区域内における建築物の建築に関する制限、法第40条（法第88条第１項の規定において準用する場合を含む。）の規定による建築物又は工作物の敷地、構造及び建築設備に関する制限の付加並びに法第43条第３項の規定による建築物又はその敷地と道路との関係についての制限の付加並びに法第56条の２第１項の規定による日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域等の指定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。	（目的） 第１条　この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条の規定による災害危険区域の指定及びその区域内における建築物の建築に関する制限、法第40条（法第88条第１項の規定において準用する場合を含む。）の規定による建築物又は工作物の敷地、構造及び建築設備に関する制限の付加並びに法第43条第２項の規定による建築物又はその敷地と道路との関係についての制限の付加並びに法第56条の２第１項の規定による日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域等の指定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

専決第26号

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年11月１日

今治市長　　菅　　良　二

記

１　和解の相手方　　省略

２　事故の概要　　平成30年９月27日午後４時40分頃、本市生活支援課職員が運転する市有軽四貨物自動車が、県道今治波方港線（今治市東村四丁目甲442番地12）を走行していたところ、信号待ちのため停車中の相手方所有の普通自動二輪車に追突し、双方の車両が破損し、相手方が負傷した。

３　損害賠償額　　物的損害に対する支払額　193,055円

専決第 27 号

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年11月13日

今治市長　　菅　　良　二

記

１　和解の相手方　　省略

２　事故の概要　　平成30年８月29日午前11時30分頃、本市リサイクル推進課職員が運転する市有普通貨物自動車が、イオン今治店敷地内（今治市馬越町四丁目甲295番地２）において後進した際、相手方所有ガードパイプに接触し、これを破損した。

３　損害賠償額　　支払額　109,080円